

「水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第 6 回会合」の結果について

1. 開催概要

11 月 3 日（月）から 7 日（金）まで、バンコク（タイ）において「水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第 6 回会合」（INC6）が開催されました。会合には、120 以上の国・地域の政府代表の他、国際機関や NGO 等を含め 400 名以上が参加しました。我が国からは、外務省、経済産業省及び環境省で構成される政府代表団が出席しました。

6 日（木）には、熊本県の主催によるサイドイベントが開催され、各国の政府関係者等に向けて水俣病患者による講話等が行われました。また、環境省及び熊本県によるブース展示等も行われ、環境省ブースでは INC に向けた望月環境大臣からのメッセージと、10 月 18 日（土）に水俣市で開催された水銀に関する水俣条約 1 周年記念フォーラムにおいて、同市の中学生から寄せられた水銀被害の削減に向けたメッセージ等が披露されました。

2. 会合の結果

会合では、条約の採択後、発効までの間の暫定期間における対応、資金に関する取決め等に関して、暫定条約事務局が作成した文書に基づいて、議論が行われました。主な議論の結果は以下のとおりです。

<水銀の供給と国際貿易（第 3 条）>

- ・ 水銀の輸入同意を示すフォーマットや、非締約国から水銀を輸入する際に水銀の供給源を確認するためのフォーマット等、水銀の輸出入時に必要となるフォーマットを今次会合で暫定的に採択。第 1 回締約国会合で正式に採択予定。
- ・ 輸出入のフォーマットの使用方法などを示すガイダンスや、在庫の特定に関するガイダンスについては、次回会合にて引き続き議論する予定。

<適用除外（第 6 条）>

- ・ 水銀の添加製品や水銀及び水銀化合物を使用する製造工程に関する規定に対する適用除外の申請フォーマットと申請に必要な情報を今次会合で暫定的に採択。第 1 回締約国会合で正式に採択予定。

<資金及び資金供与の制度（第 13 条）>

- ・ 水俣条約第 13 条に規定される地球環境ファシリティ（GEF）の信託基金及び特定の国際的な計画について議論したものの、合意に至らず会合期間（次回会合までの間）も含めて引き続き作業を進める予定。

<報告（第 21 条）、締約国会議（第 23 条）>

- ・ 締約国会議の手続規則や財政規則、及び条約の実施状況について各締約国が行う報告の様式及び頻度について議論を開始、次回会合において引き続き議論の上、採択する予定。

（参考）会議文書等

会議文書等は以下のウェブサイトから入手可能です。

<http://www.mercuryconvention.org/Negotiations/INC6/tabid/3563/Default.aspx>

3. 関連会合

本会合に先立つ関連会合として、10月30日（木）～31日（金）に国連環境計画（UNEP）水銀パートナーシップアドバイザリー会合が開催され、我が国からは同パートナーシップの廃棄物分野においてリードを務める田中勝 鳥取環境大学特任教授及び環境省の担当者が出席しました。本会合では、これまでの活動の報告が行われたほか、条約採択後の同パートナーシップの役割等について議論がなされました。

4. 今後の予定

条約発効前に、水銀に関する水俣条約政府間交渉委員会第7回会合（INC7）が開催される予定です。発効後は締約国会議が定期的に行われます。

なお、水俣条約は、50番目の国が締結した日から90日後に発効します。

（以上）